

○印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当支給に関する規則を廃止する規則

平成 27 年 4 月 1 日

規 則 第 7 号

印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当支給に関する規則（平成 15 年印旛郡市広域市町村圏事務組合規則 5 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。